

平成30年度認定成長期待企業支援公募要領

平成29年10月25日制定

平成30年 3月20日改定

1 事業の目的

県内の産学官13機関により構成された宮崎県企業成長促進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）では、今後、大きな成長が見込まれるとともに地域経済に寄与する県内中小企業等を発掘・支援し、成長期待企業として認定した企業に対して、プラットフォームの各構成機関が機動的に連携・協力し、効率的・集中的に支援します。この取組により、将来、県外からの外貨獲得、域内での経済循環や雇用の創出・維持により地域経済を支え、けん引する企業の育成を図ります。

2 認定までの流れ

- (1) 成長期待企業支援申込書をプラットフォーム事務局（以下「事務局」という。）に提出
- (2) キャラバン隊による指導・支援
※ キャラバン隊とは、事務局職員や構成機関等で構成された支援チームです。
- (3) 成長期待企業認定申請書を事務局に提出
- (4) 認定審査会による審査
※ 経営者によるプレゼンテーションを行い、専門家等が審査します。
- (5) 認定及び認定証の交付

3 申請者（申込者）の要件

成長期待企業として認定を希望し、キャラバン隊による指導・支援を申し込む者及び成長期待企業の認定を申請する者は、以下の要件の全てを満たす必要があります。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び第5項に定める中小企業者又は小規模企業者であること。ただし、次の①から③のいずれかに該当する者は、実質的に大企業である者とみなして対象から除きます。
 - ① 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社または投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合は除きます。以下同じ）が所有している中小企業等
 - ② 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業等
 - ③ 大企業の役員または社員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業等
- (2) 県内に本社（本社機能を有する場合を含む。）を有する中小企業等であり、今後10年間以上本社を有する見込みがあること。
- (3) 県税の滞納がないこと。

- (4) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員をいう。）もしくは暴力団関係者と密接な関係を有する事業者、または重大な法令違反があるなど支援が適当でない認められる事業者ではないこと。
- (5) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなします。
- (7) 確定した直近の決算期において、債務超過の状態にないこと。ただし、確定した直近の3決算期において連続して営業利益がプラスの場合はこの限りではありません。
- (8) 確定した直近の決算期において、1年間の売上高が30億円未満であること。または、確定した直近の3決算期における平均売上高が30億円未満であること。

4 成長期待企業支援申込

(1) 申込に係る要件

申込については、以下の条件を全て満たす必要があります。

- ① 次期決算期から5決算期以内に、1年間の売上高がおおむね5億円以上かつ確定した直近の決算期から3割以上増加する見込みとなっていること。
- ② 県外からの外貨獲得により大きな成長が見込まれるとともに、県内企業との取引や仕入など県内経済の循環拡大、地域の雇用への貢献等により地域経済に寄与することが見込まれること。

(2) 申込期間

平成29年10月30日（月）から平成30年3月9日（金）17時（必着）まで

(3) 追加申込期間

平成30年3月20日（火）から平成30年4月27日（金）17時（必着）まで

(4) 提出書類

申込書鑑（様式第1号）、成長期待企業支援申込書（様式第2号）、直近3期分の財務諸表、会社案内等会社の概要が分かるもの

(5) 提出方法

郵送または持参

(6) 提出先

〒880-0811 宮崎市錦町1番10号 KITENビル2階
宮崎県企業成長促進プラットフォーム事務局

5 成長期待企業認定申請

(1) 事業計画に係る要件

成長期待企業認定申請における事業計画については、以下の条件を全て満たす必要があります。

- ① 計画期間は、5年以内であること。
- ② 計画期間の終期を含む決算期において、1年間の売上高がおおむね5億円を超える見込みとなっていること。
- ③ 確定した直近の決算期の売上高と比べて、計画期間の終期が含まれる決算期の売上高が3割以上増加する見込みとなっていること。
- ④ 計画期間の終期が含まれる決算期において、確定した直近の決算期に比べて、県外（海外も含みます）企業等への売上高が増加する見込みとなっており、同時に、県内企業等との取引や仕入など連携の構築・拡大による経済の循環拡大、及び地域の雇用への貢献等により地域経済に寄与する計画となっていること。
- ⑤ プラットフォームによる支援をより効果的なものとするため、金融機関をはじめとするプラットフォーム構成機関との連携等により実施される計画となっていること。

(2) その他の要件

認定申請を行うためには、上記4の成長期待企業支援申込を行い、事務局による指導・支援を経る必要があります。

(3) 認定申請期間

平成30年5月下旬頃 ※ 決定次第対象となる企業に連絡します。

(4) 提出書類

認定申請書一式（申請書鑑（様式第3号）、事業計画書（様式第4号）、定款及び履歴事項全部証明書、県税の納税証明書、特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第5号）、誓約書（暴力団関係）（様式第6号））

正本1部、副本1部

(5) 提出方法

郵送または持参

(6) 提出先（※支援申込先と同じ）

〒880-0811 宮崎市錦町1番10号 KITENビル2階
宮崎県企業成長促進プラットフォーム事務局

6 認定後の支援

成長期待企業として認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）に対しては、プラットフォーム構成機関が有する支援施策を重点的・集中的に活用し、事業計画の達成に向けて支援します。

7 その他

(1) 事務局への報告

認定企業は、定期的に事業計画に対する進捗状況を書面又は来所による説明により報告（様式等詳細は別途、ご案内します）していただきます。また、必要に応じて、事務局等による実地調査等を行うことがあります。

(2) 認定の取消

次のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことがあります。

- ① 申請者の要件を満たさなくなったとき。
- ② 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- ③ 認定企業としてふさわしくない行為があったとき（例：県等の補助金等の不正受給等）。
- ④ 認定企業から、計画の中止、中断、廃止の申し出があったとき。
- ⑤ プラットフォームによる支援に対して協力がなされず、計画の達成が困難になるなど、実施に大きな支障が生じたとき。

(参考) プラットフォーム構成機関

- (産) 宮崎県商工会議所連合会
宮崎県商工会連合会
宮崎県中小企業団体中央会
宮崎県工業会
宮崎県農業協同組合中央会
宮崎県産業振興機構
- (学) 宮崎大学
宮崎産業経営大学
- (金) 宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎県信用金庫協会
- (労) 日本労働組合総連合会宮崎県連合会
- (官) 宮崎県

【問い合わせ先】

宮崎県企業成長促進プラットフォーム事務局

〒880-0811 宮崎市錦町1番10号 KITENビル2階

TEL: 0985-77-5563 (月～金曜日 8:30～17:15 ※祝日、年末年始を除く)

FAX: 0985-77-5564

E-mail: kigyoseicho@i-port.or.jp